

保護者各位

令和元年 12 月 3 日(火)

山ノ内保育園

インフルエンザ流行にともなう登園停止期間のお知らせ

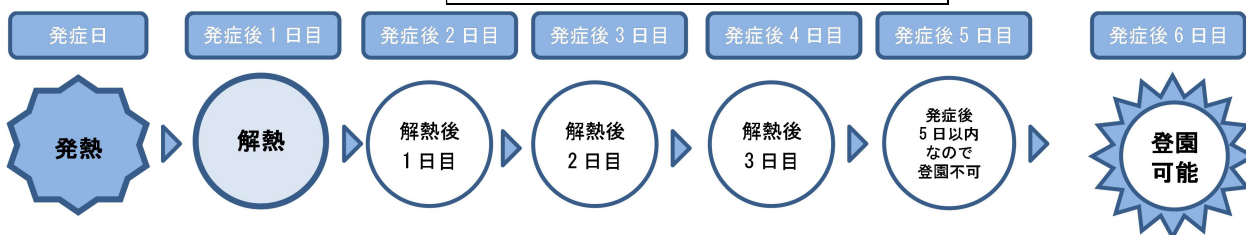
はなみずきやケヤキの葉っぱも落葉し、子どもたちは落ち葉で遊んだり、又、おそうじも手伝ってくれています。めっきり寒くなり、急に冬が来たように感じます。今年は、インフルエンザが早く流行するきざしです。こまめな手洗いとうがい、十分な睡眠、バランスの良い食事をして予防に気を付けて下さい。

保険法により登園停止期間が決められていますので、お知らせ致します。

- インフルエンザの登園停止期間は、発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで。(小学生以上は 2 日)
「登園届」を持って来て下さい。「治癒証明書」は必要ありません。
- 家族の方が感染された場合もお知らせ下さい。
- 感染された方が送迎される場合、インターフォンを押して下さい。門での対応をさせていただきます。時間帯によってはインターフォンに出られないことがあります。その時は電話をして下さい。
- 園でインフルエンザを発症している子がいる場合は、体温が 37.4℃で保護者の方に連絡させていただきます。(お迎えをお願いします。)
- 発熱した時は、病院の受診をお願いします。
- 兄弟の方が感染し、お休みされている時はご協力をしてもらえたらと思います。
- ※ 4 月にもインフルエンザに関するお知らせを出しています。少し変更点がありますので、お手紙をよく読んで下さい。

例

例えば、発症後 1 日目に解熱した場合



例えば、発症後 3 日目に解熱した場合

